平成２３年（フ）第７２号
高知県宿毛市中央２丁目１番17―３号
債務者　宮本　　勝
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第７４号
高知県宿毛市小筑紫町栄喜273番地１
債務者　髙木　千穂
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第７６号
高知県四万十市中村京町４丁目23番地
債務者　佐竹　善男
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１３５８号
千葉県船橋市藤原１丁目13番39号
債務者　羽山　　肇
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４１号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区13棟104号
債務者　和田　法子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４９号
千葉市稲毛区あやめ台２番12棟104号
債務者　佐々木誠吾
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５０号
千葉市稲毛区あやめ台２番12棟104号
債務者　佐々木美都子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６５号
千葉県船橋市海神町南１丁目746番地３　サントネール西船101号
債務者　荻沼佐和子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６６号
千葉県船橋市前貝塚町565番地14　グローバルガーデン塚田510号
債務者　友野　純子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７２号
千葉市稲毛区緑町１丁目29番７号　ミーターⅢ505号
債務者　関　　良克
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７７号
千葉市若葉区若松町2110番地18　ダイアパレス桜木Ⅲ512号
債務者　梅澤　弘子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４８１号
千葉市美浜区高浜１丁目９番３棟102号
債務者　林　　茂樹
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０４号
千葉県市川市大和田５丁目４番18号第１リバーパーク101号
債務者　石井　葉子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０９号
千葉県市川市富浜２丁目７番10号レジデンス波房102号
債務者　甘野　秀明
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２９号
千葉県船橋市咲が丘２丁目19番８号　アップル・エステート咲が丘206号
債務者　吉田　則夫
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６２８号
静岡県浜松市南区三新町510番地
債務者　鈴政電工こと　鈴木　政隆
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２８３１号
愛知県小牧市大字三ツ渕原新田438番地１
サープラス雉子野Ａ102
債務者　津ケ谷昌之
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部